

豊田おいでんまつり実行委員会公告

下記のとおり入札後資格確認型一般競争入札を行いますので、公告します。

令和 2 年 1 2 月 2 5 日

豊田おいでんまつり実行委員会 会長 安田 明弘

記

I 案件に関する事項	
1 契約種別	その他業務委託
2 整理番号	-
3 委託名	第53回豊田おいでんまつり協賛受付及びグッズ制作準備業務委託
4 委託場所	豊田市西町地内ほか
5 履行期限	令和2年3月31日
6 営業品目	役務の提供等一映画等製作・広告・催事 広告-広告企画・代行
7 委託概要	豊田おいでんまつりの個人協賛受付準備、法人協賛依頼及びPRグッズ等作成業務
8 予定価格（税抜き）	事後公表
9 設計図書等の入手方法	豊田おいでんまつり公式サイトからダウンロード
10 設計図書等の入手期間	令和2年12月25日（金）午後3時0分から 令和3年 1月13日（水）午後0時0分まで
11 設計図書等に関する質問	入札（見積）期間開始日の前日までに担当課へ
12 入札（現場）説明会	無
13 担当課	豊田おいでんまつり実行委員会事務局 0565-34-6642
II 参加資格に関する事項	
1 資格確認申請方法	入札にあわせ「入札時添付資料」に記載の資料を添付
2 資格確認申請期間	入札日時に同じ
3 資格確認方法	入札後に落札候補者の資格を確認
<参加資格>	
(1) 共通	A. 豊田市競争入札参加資格を有する者であること B. 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者でないこと C. 地方自治法施行令第167条の4第2項に規定する者でないこと D. 豊田市から入札参加停止又は入札参加保留の措置を受けていない者であること E. 暴力団排除の対象となる者でないこと F. 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをしている者でないこと G. 民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをしている者でないこと
(2) 地域要件	豊田市内本店及び豊田市内支店
(3) 登録要件	役務の提供等一映画等製作・広告・催事 広告-広告企画・代行
(4) 実績要件	平成28年4月以降に、官公庁（国、地方公共団体、公社、公団及び独立行政法人に限る。）及び公共的団体発注の「まつりの協賛受付及び依頼に関する業務（まつり全体の開催業務の場合、協賛受付及び依頼に関する業務に限定する。）」で、元請として1件あたり税込金額500万円以上の履行実績を有する者であること。
III 入札に関する事項	
1 入札種別	紙
2 入札方式	入札後資格確認型一般競争入札
3 落札方式	価格競争

4	入札日時	令和3年1月8日（金）午前8時0分から 令和3年1月13日（水）午後0時0分まで
5	開札日時	令和3年1月14日（木）午後1時30分から整理番号順
6	開札場所	豊田おいでんまつり実行委員会事務局
7	入札保証金	免除
8	入札方法	指定期間内に豊田おいでんまつり実行委員会事務局へ入札書を提出
9	入札回数	1回（落札者がいない場合は再度入札（1回））
10	入札時添付資料	要 ・参加資格審査申請資料、実績を証する書面の写し ・豊田おいでんまつり協賛受付及びグッズ制作業務委託確認書 ・誓約書
11	不落随契	有
12	調査基準等価格区分	無
13	入札特定条件	「第53回豊田おいでんまつり協賛受付及びグッズ制作準備業務委託」及び「第53回豊田おいでんまつり協賛受付及びグッズ制作業務委託」の各入札書を提出すること。 「第53回豊田おいでんまつり協賛受付及びグッズ制作準備業務委託」及び「第53回豊田おいでんまつり協賛受付及びグッズ制作業務委託」の合算額の最低の価格をもって有効な入札を行った者を契約予定者とします。また、「第53回豊田おいでんまつり協賛受付及びグッズ制作業務委託」については、今回提出された入札書記載金額を契約額とし、双方の合意がない限り、契約額の変更は行いません。
IV 契約に関する事項		
1	契約書作成	要
2	契約保証金	免除
3	契約締結予定年月日	令和3年1月18日（月）午後
4	契約の場所	豊田おいでんまつり実行委員会事務局
5	建設リサイクル法	非該当
6	個人情報保護	第53回豊田おいでんまつり協賛受付及びグッズ制作準備業務委託：非該当 第53回豊田おいでんまつり協賛受付及びグッズ制作業務委託：該当
7	情報セキュリティ	第53回豊田おいでんまつり協賛受付及びグッズ制作準備業務委託：非該当 第53回豊田おいでんまつり協賛受付及びグッズ制作業務委託：該当
8	契約特記	無
9	支払特記	無

公告についての説明

※ 入札(見積)の参加資格に関する事項について

(1) 参加資格

[地域要件]

「地域要件」に示す用語は、次に定めるところによります。

＜豊田市内本店＞：豊田市内に主たる営業所（一般的には「本社」・「本店」のことをいう。）を有する者をいいます。

＜豊田市内支店＞：豊田市内に主たる営業所以外の営業所（一般的には「支店」・「支社」・「営業所」のことをいう。）を有する者をいいます。ただし、豊田市競争入札参加資格者名簿に契約営業所として登載された営業所に限ります。

[登録要件]

「登録要件」に業種（営業品目）の記載がある場合、記載された該当業種（営業品目）を希望業種（営業品目）として豊田市入札参加資格者名簿に登載されている必要があります。

[実績要件]

「実績」を求める場合、指定する業務等の実績について、1件あたりで定める金額以上の実績が必要です。業務実績の証明として契約書の写しを提出してください。なお、契約金額が要件に該当する業務と該当しない業務と一式で記載されている場合は、当該委託等の業務内容と金額が確認できるものを提出してください。また、共同企業体など複数社での請負の場合は、貴社の当該委託に係る価格が確認できるものを提出してください。

(2) 資格の確認等

開札後、落札候補者となった者を対象に、公告日現在での入札参加資格を確認します。入札日時に入札書とあわせて一般競争入札参加資格審査申請資料を提出してください。

※ 入札(見積)に関する事項について

(1) 入札(見積)の執行

- ①入札日までに豊田市から入札参加停止又は入札参加保留の措置を受けた場合は、入札参加資格を失います。また、談合情報が寄せられた場合には入札参加を取り消すことがあります。
- ②入札参加者が1人以上ある場合に入札を実施します。なお、天災地変があった場合や談合に関する情報があった場合には入札を中止する場合があります。
- ③入札書は所定のものを使用し、封筒に入れ、封筒継目に3個以上の封印をして豊田おいでんまつり実行委員会事務局へ提出してください。

(2) 入札(見積)の方法

- ①入札回数は1回とします。ただし、「予定価格」が事前に公表されていない場合で落札者が無いときは再度入札（1回のみ）を行います。
- ②「不落随契」が“有”の場合で再度入札をしても落札者がいないときは、入札を取止め、地方自治法施

行令第167条の2第8号の規定により随意契約に移行します。

- ③落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載してください。
- ④入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとします。

(3)無効な入札

以下の入札(見積)は、無効とします。

- ・入札参加者の資格を有しない者のした入札
- ・所定の日時(入札開始宣言)までに、所定の場所に到達しない入札
- ・入札に際して談合等による不正があった入札
- ・同一事項の入札に対し、2以上の意思表示をした入札
- ・記名及び押印のない入札
- ・入札書の記載事項が確認できない入札
- ・入札書の金額の表示を改ざんし、又は訂正した入札
- ・委任状を持参しない代理人のした入札(従業員が入札に参加する場合の委任状は不要)
- ・金額に¥字又は金字が冠されていない入札
- ・入札年月日の誤り又はもれた入札
- ・訂正抹消した箇所に押印のない入札
- ・所定の入札書によらない入札
- ・その他契約担当者があらかじめ指示した事項に違反した入札

※ 問い合わせ

〒471-8501 豊田市西町3丁目60番地

豊田おいでんまつり実行委員会事務局(豊田市役所西庁舎7階 商業観光課内)

電話 0565-34-6642 FAX 0565-35-4317

一般競争入札参加資格審査申請資料

豊田おいでんまつり実行委員会長 様

下記の委託業務に係る競争入札に参加する資格について確認されたく資料を提出します。
なお、申請に関するすべての記載事項は事実と相違ないこと並びに私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等の関係法令を遵守することを誓約します。

記

1 委託業務名

業 務 名	第53回豊田おいでんまつり協賛受付及びグッズ制作準備業務委託
-------	--------------------------------

2 申込者

商号又は名称 (※1)			
所在地			
代表者職氏名			
連絡先名称			※担当部署がなければ記入不要
担当者氏名			
連絡先電話番号			
Eメール			
紙入札申請及び 再提出時押印欄	使用印 (※2)	【豊田おいでんまつり実行委員会記入欄】	
	印	参加資格	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
		確認欄	

※1 契約先を記入すること。契約先が支店、営業所等である場合は支店、営業所名等まで記入すること。

※2 紙入札での参加申込及び申請受理後に再提出の指示があった場合に、入札及び契約等で使用する印鑑を押印して提出すること。会社印は任意なので、使用する場合のみ押印すること。

3 入札参加に必要な資格

(1) 業務履行実績		※) 入札公告等で求めている官公庁及び公共的団体発注の業務で、元請としての実績を記入する。	
業 務 名	※官公庁及び公共的団体発注の業務を受注し完了させた実績が確認できるもの(契約書の写し又は履行証明等)を提出すること。		
業 務 場 所			
発 注 機 関 名			
契 約 金 額	円(税込み)		
履 行 期 間	年 月 日 ~	年 月 日	
業 務 概 要	※ 金額が資格要件に該当する業務でない他の業務と一式で記載されている場合は、当該委託等の業務内容と金額が確認できるものを提出すること。		

豊田おいでんまつり協賛受付及びグッズ制作業務委託 確認書

会社名

担当者氏名

電 話

種類	詳細	対応可否○×を記入してください
個人協賛 市民先行受付	豊田市内で2つ以上の受付窓口（店頭受付）を設け、土日祝日も受付を実施できるか。（電話受付と共通在庫で管理する）	
	電話で申込みを受け付け、住所から豊田市民であることを確認した上で、協賛席入場券を郵送できるか。	
個人協賛 一般受付	市民先行受付終了日の翌日から、一般受付を開始できるか。	
	コンビニエンスストア等全国で概ね10,000か所以上の窓口、インターネット及び電話で受け付けることができるか。	
個人協賛（市民先行、一般受付）	平日、土日祝日問わず午前10時から午後6時まで協賛に関する問合せに対応できる専用電話を設けることができるか。	
法人協賛	前年度の花火協賛及び広告協賛者へ協賛申込書を郵送し、電話で協賛依頼を行うことができるか。（約300社）	
	平日午前10時から午後6時まで協賛に関する問合せに対応できる専用電話を設けることができるか。（電話番号は、フリーダイヤル又は豊田市内の局番のものとする）	
スターマイン等協賛	協賛者の訪問アポイントメントを取り、実行委員会事務局の職員に随行し、協賛者を訪問したのち、報告書の作成及び協賛の申込みを受け付けることができるか。（約50社）	
ツアー受付	旅行会社等からの申込みを受け付け、必要な入場券を法人協賛用イス席から確保することができるか。	
PRグッズ	協賛者とデザインの調整をしながら、PRグッズの制作をすることができるか	
全体	入場券の席番管理ができるか。（ブロック・列・番号まで管理）	
	PRチラシや公式ガイドなどの郵送業務を実行委員会に代わり実施できるか。	
	電話、インターネット、窓口の受付方法によって入場券の在庫を分けることなく、共通在庫で管理することができるか。	
	全ての協賛状況を一括管理し、報告できるか。	

※チケット関連業務等、専門性及び特殊性が高い業務は再委託していただいても構いません。
 ※入札書と併せて豊田おいでんまつり協賛事務局（豊田市商業観光課）へご提出ください。

誓 約 書

令和 年 月 日

豊田おいでんまつり実行委員会長 様

住 所

商号又は
名 称
代表者名

印

今般の 第53回豊田おいでんまつり協賛受付及びグッズ制作準備業務委託 の競争

入札に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律

第54号）等関係法令に抵触する行為は行っていないことを誓約します。

なお、この誓約書の写しが公正取引委員会に送付されても異議ありません。